

会津若松市文化施設指定管理者候補者 審査得点表											
事業基準	事業計画書の項目	事業計画書記載内容(評価項目)	配点	採点結果					点数	基準ごとの合計点	配点
				委員A	委員B	委員C	委員D	委員E			
市民の平等な利用が確保できるものであること(指定手続条例第4条1号)	(1)管理の基本方針について	各施設の設置目的と指定管理者としての役割を理解しているか	50	6	10	8	10	10	44	141	175(最低水準点105)
		団体の経営モラルは適切か、市民の信頼に応えられるか	25	3	4	5	5	4	21		
		行政や関係機関、市民と積極的に連携し、地域の文化活動の拠点としての役割を果たせるか	50	6	8	10	6	8	38		
	(2)平等な利用の確保について	利用者の平等な利用機会が確保されているか	50	6	8	8	8	8	38		
施設の適切な維持管理を図ることができるものであること(指定手続条例第4条第2号)	(1)適切な維持管理について	利用者の快適で安全な施設利用が図られる内容となっているか	75	9	9	15	12	12	57	225	300(最低水準点180)
		業務の効率化が図られ、維持管理水準の向上につながる管理になっているか。	50	6	8	8	8	8	38		
		管理計画や実施方法、修繕の考え方は適切かつ現実可能なものか	50	6	6	8	10	8	38		
		類似施設の運営実績があり、そのノウハウが生かされているか	25	4	3	4	5	4	20		
	(2)危機管理体制について	緊急時に利用者の安全が確保できる体制になっているか	50	6	8	8	8	8	38		
		個人情報保護に関する考え方は適切か	50	6	6	8	8	6	34		
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービス向上を図ることができるものであること(指定手続条例第4条第3号)	(1)利用者サービスの向上、利用促進について	利用促進のための提案、サービス向上のための取組み内容は適切か	50	6	6	8	8	8	36	167	225(最低水準点135)
	(2)苦情対応について	利用者の要望や苦情等を聴取し、運営に反映させようとしているか	50	6	6	8	8	8	36		
	(3)文化事業の概要について	市民の多様なニーズをとらえた魅力的な事業展開がなされているか	75	9	12	12	12	12	57		
		地域の主体的な芸術文化活動への支援や人材育成につながる取り組みになっているか	50	6	6	10	8	8	38		
施設の管理経費の縮減が図られるものであること(指定手続条例第4条第4号)	(1)効率的・経済的な管理	経費縮減の方策が具体的に提案されているか	75	9	12	12	12	12	57	117	150(最低水準点90)
	(2)収支計画書	収支計画の内容は、適切かつ実現可能なものか	75	9	12	12	15	12	60		
安定した管理に必要な人的及び物的能力を有していること又は確保する見込みがあること(指定手続条例第4条第5号)	(1)管理運営体制	管理運営体制は適切か	75	9	12	12	15	12	60	111	150(最低水準点90)
		適切な職員の採用、確保がなされ、指導・研修体制が十分確保されているか。また適正な労働条件は確保されているか	50	6	6	8	8	6	34		
	(2)経営状況	団体の財務状況は健全か	25	3	3	4	4	3	17		
合 計			1,000	121	145	168	170	157		761	1,000